

- ① 事前アンケートの結果について
- ② 参加者の問題意識共有
- ③ 最近のトピック（各省報道発表資料等）
- ④ 物流改正法ご質問への回答
- ⑤ 物流関係者からの情報提供
「WEB-KITによる求貨求車の仕組みについて」
日本貨物運送協同組合連合会様
- ⑥ 参考資料

最近のトピック（関係省庁報道発表より）令和7年11月22日～12月20日

※順不同

| トピック(報道発表) | 公表日 | 関係省庁 | 2次元コード |
|--|----------|----------------|--------|
| <p>自動車運送事業関連手続きのオンライン申請の本格運用を開始します ～いつでもどこからでも申請可能に～ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000485.html</p> | R7.11.25 | 国土交通省 | |
| <p>船舶へのモーダルシフト推進にご活用ください！ ～中・長距離フェリー、RORO 船及び内航コンテナ船に係る積載率動向について～ https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji03_hh_000208.html</p> | R7.11.26 | 国土交通省 | |
| <p>12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66244.html</p> | R7.11.26 | 厚生労働省 | |
| <p>令和7年度自動物流道路の社会実装に向けた実証実験について ～12月2日(火)より実証実験を開始します！～ https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_002014.html</p> | R7.11.28 | 国土交通省 | |
| <p>価格交渉促進月間(2025年9月)フォローアップ調査の結果を公表します https://www.meti.go.jp/press/2025/11/20251128002/20251128002.html</p> | R7.11.28 | 経済産業省 中小企業庁 | |
| <p>重点支援地方交付金を拡充し、新たに推奨事業メニューに「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」を追加しました https://www.chusho.meti.go.jp/chingin/2025/251202.html</p> | R7.12.2 | 中小企業庁 | |

最近のトピック（関係省庁報道発表より）令和7年11月22日～12月20日

※順不同

| トピック(報道発表) | 公表日 | 関係省庁 | 2次元コード |
|---|----------|---------|---|
| 公正取引委員会九州事務所及び国土交通省九州運輸局による合同荷主パトロール等の実施について https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251203_kyushu_godopat.html | R7.12.3 | 公正取引委員会 |  |
| 「令和7年度取引条件改善状況調査」を実施しています https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/251205chousa.html | R7.12.5 | 中小企業庁 |  |
| 物流パートナーシップ優良事業者表彰受賞者を決定しました https://www.meti.go.jp/press/2025/12/20251208002/20251208002.html | R7.12.8 | 経済産業省 |  |
| (令和7年12月12日)センコー株式会社に対する勧告について https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251212_kinki_shitauke.html | R7.12.12 | 公正取引委員会 |  |
| 賃上げ支援キャラバンを実施します https://www.meti.go.jp/press/2025/12/20251215003/20251215003.html | R7.12.15 | 経済産業省 |  |
| 「駆け込みホットライン」(建設業法違反通報窓口)の機能を拡充しました！～適正な労務費等の確保等に向けた建設Gメン等の取組を推進～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00324.html | R7.12.15 | 国土交通省 |  |

最近のトピック（関係省庁報道発表より）令和7年11月22日～12月20日

※順不同

| トピック(報道発表) | 公表日 | 関係省庁 | 2次元コード |
|---|----------|-------|--------|
| <p>新たな防災気象情報の運用について ～令和8年の大雨時期から防災気象情報が生まれ変わります～ https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001337.html</p> | R7.12.16 | 国土交通省 | |
| <p>令和7年度国土交通省関係補正予算の配分について https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo05_hh_000300.html</p> | R7.12.17 | 国土交通省 | |
| <p>中小企業省力化投資補助事業(一般型)の第5回公募要領を公開しました https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/hojyokin/kobo/2025/251219001.html</p> | R7.12.19 | 中小企業庁 | |

～トラックドライバーへの聞き取り・法改正等の周知～

本年4月に物流改正法が一部施行されたことや、来年1月には取適法(改正下請法)が施行されることを踏まえて、公正取引委員会事務総局四国支所と連携してトラックドライバーに対する聞き取り・周知を実施。



実施の概要

実施日：令和7年11月5日～18日

実施場所：高速道路のSA・PA等 管内8箇所

内容：トラックドライバーへの聞き取り、
違反原因行為に関する情報収集、
トラック・物流Gメン制度や
物流改正法、取適法等の周知

実施の様子



11/12 香川県(津田の松原SA(上り))

聞き取り結果の概要

- ・聞き取りを行った件数は43件、うち、トラック・物流Gメンの認知は27件と6割強、改善してほしい物流拠点「有り」は9件。
- ・労働時間の減少、休みが増えたという声が複数あった一方、運賃水準の停滞や収入減の声も。
- ・長距離輸送の減少やフェリー利用での休憩確保等、運送形態の変化についての声もあり。



11/18 高知県(南国SA(上り))

- 本年4月に改正物流法が一部施行されたことや、来年1月には取適法(改正下請法)が施行されることを踏まえて、総務部公正取引課と連携した合同荷主パトロール及び過積載の取締り(街頭検査)に併せたドライバーへの周知・聴き取りを実施。
- 荷主企業やドライバーに対して、Gメンから違反原因行為の未然防止、改正物流法やドライバーの労働環境改善等の理解と協力の要請をお願いするとともに、公正取引課から取適法の周知を実施した。

合同荷主パトロールの概要

実施日：令和7年11月25日(火)
実施場所：那覇市、浦添市

トラックドライバー向け周知・聴取活動の概要

実施日：令和7年11月28日(金)
実施場所：南部国道事務所車両計測所（嘉手納町）



※ 街頭検査については琉球放送にも取り上げられました。
[物流業界の取引環境を適正化へ ドライバーに啓発活動 - YouTube](#)

荷主

センコー(株)
(親事業者)

●下請取引の内容

荷主から請け負った貨物の運送を再委託

●違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請の禁止（注））

① 下請事業者に対し、自社が管理する施設内において、無償で荷役作業及び附帯業務を行わせていた（下請事業者 17名）。



② 下請事業者に対し、自社が管理する施設内において、無償で長時間の荷待ちを行わせていた（下請事業者 19名）。



下請事業者（36名）
(貨物の運送事業)



公正取引委員会からの勧告の内容

- 無償で荷役作業、附帯業務及び長時間の荷待ちを行わせたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- 下請事業者に対し、令和4年12月1日から令和7年12月12日までの間、自社が管理する施設内において、無償で、荷役作業、附帯業務又は長時間の荷待ちをさせた事実の有無について調査し、当該事実の存在が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講じることなど

（注）不当な経済上の利益の提供要請の禁止

下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供されることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止（下請法第4条第2項第3号）

賃上げ支援 キヤラバン



各地方ブロック版 説明会・相談会

オンラインにて
同時中継！

【実施内容】

- ・最新の支援策の説明、生産性向上支援センターの紹介
- ・支援機関との個別経営相談（現地のみ）

【参加対象】

中小企業・小規模事業者の皆様、支援機関、金融機関、自治体

【協力機関（予定）】

商工会・商工会議所、よろず支援拠点、中小企業活性化協議会、下請かけこみ寺、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業基盤整備機構、金融機関、自治体

賃上げに取り組む企業を応援します！
支援策の最新情報と経営相談を一度に受けられるチャンス！

中小企業庁は、全国各地で賃上げ支援策等の説明会・相談会を実施します。

キックオフ配信（オンライン）

2025

12.22 月

よりyoutubeにて
配信開始
(参加費：無料)

地域ブロック開催に先立ち、**最新の支援策の概要**などを説明します。

◆日時：12月22日（録画配信予定）

◆プログラム：

1. 大臣挨拶
 2. 支援機関からの挨拶
 3. 賃上げ施策概要説明
- ※プログラムについては調整中



全国
9ブロック
で開催

※同時オンライン配信あり
※詳細は裏面へ

地域ブロック開催

2026

1.15 木

より順次開催
(参加費：無料)

各地域ブロック毎に、**最新の支援策・活用法に関する説明会・相談会**を開催します。

◆開催ブロック：北海道、東北、関東、中部（5会場）
近畿、中国、四国、九州、沖縄

◆定員：各回**100名**程度

◆プログラム：

1. 大臣挨拶（ビデオメッセージ）
 2. 経済産業局長挨拶
 3. 最新の賃上げ施策説明
 4. 生産性向上支援センター紹介
 5. 質疑応答+現地相談会
- ※プログラムについては各地域において異なります。

北海道ブロック

日時 2026/1/19（月）
10:00～12:00（予定）

会場 札幌第1合同庁舎
6階601会議室

お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業振興課
電話：011-709-1728

東北ブロック

日時 2026/1/27（火）
10:00～12:00（予定）

会場 TKPガーデンシティ
PREMIUM仙台西口

お問い合わせ先

東北経済産業局 産業振興課
電話：022-221-4906

関東ブロック

日時 2026/1/15（木）
14:00～16:00（予定）

会場 さいたま新都心合同庁舎
1号館 8階会議室

お問い合わせ先

関東経済産業局 産業振興課
電話：048-600-0303

中部ブロック

日時 2026/1/22（木）
14:00～17:00

会場 愛知・岐阜・三重・
富山・石川の5会場

※詳細はページ下のQRコードから

お問い合わせ先

中部経済産業局 産業振興課
電話：052-951-0520

近畿ブロック

日時 2026/1/23（金）
13:00～15:00（予定）

会場 大阪合同庁舎1号館
第1別館2階大会議室

お問い合わせ先

近畿経済産業局 産業課
電話：06-6966-6021

中国ブロック

日時 2026/1/28（水）
13:30～15:30（予定）

会場 広島合同庁舎2号館2階
中国経済産業局第1会議室

お問い合わせ先

中国経済産業局 産業振興課
電話：082-224-5638

四国ブロック

日時 2026/1/26（月）
13:30～15:30（予定）

会場 高松サンポート合同庁舎
南館1階101会議室

お問い合わせ先

四国経済産業局 産業振興課
電話：087-811-8523

九州ブロック

日時 2026/1/30（金）
14:00～16:00（予定）

会場 福岡県中小企業振興センタービル2階202会議室

お問い合わせ先

九州経済産業局 産業課
電話：092-482-5433

沖縄ブロック

日時 2026/1/29（木）
13:30～15:30（予定）

会場 沖縄総合事務局 10階経済産業部会議室

お問い合わせ先

沖縄総合事務局 小企業課
電話：098-866-1755



登録はこちらから





国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



Press Release

令和7年12月15日
不動産・建設経済局建設業課

「駆け込みホットライン」(建設業法違反通報窓口)の機能を拡充しました！ ～適正な労務費等の確保等に向けた建設Gメン等の取組を推進～

「駆け込みホットライン」では、電話・メールにて受け付けた建設業法違反に関する情報について、匿名性に留意したうえで建設Gメン調査等の端緒情報、許可行政庁への情報提供として利用しております。

今般、改正建設業法が全面施行されたことに伴い、新たなるルール（※）も含め建設業法違反の可能性がある取引の情報を広く受け付けることができるよう、情報収集フォームの開設をはじめ、これまで以上に「情報提供（通報）」や「通報・相談先の確認」が簡単にできる環境を整備しました。

※中央建設業審議会が作成、勧告した「労務費に関する基準」を著しく下回る見積りや変更依頼の禁止、受注者による総価での原価割れ契約や工期ダンピングの禁止等

駆け込みホットラインの機能拡充

1. 駆け込みホットライン情報収集フォームの開設

時間・場所を問わずスマートフォン等から、建設業法違反の疑いがある取引行為についての情報提供（通報）が可能となります。

URL・二次元コードはこちら（パソコン・スマホ共通）

<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html>



2. 建設業相談窓口ナビの新設

数問程度の簡単な質問に答えることで、建設工事や建設業者に係る通報・相談先が確認できます。

URL・二次元コードはこちら（パソコン・スマホ共通）

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi>



3. 自動応答サービスの導入（令和8年3月まで段階的に試行導入）

駆け込みホットラインに電話した場合、プッシュダイヤルによる自動応答により、適切な相談窓口などをご案内します。

建設業法令遵守ポータルサイトの新設

「建設業法の違反事例」、「建設業許可の要件等・申請先」、「建設業法違反に係るよくあるご質問」などを分かりやすく集約したポータルサイトを新設しました。

ポータルサイトのURL・二次元コードはこちら（パソコン・スマホ共通）

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo>



(問合せ先)

不動産・建設経済局 建設業課 建設業適正取引推進指導室 一力、久保田、中川、竹下
代表：(03)5253-8111（内線 24715、24785、24787）、直通：(03)5253-8362

駆け込みホットライン情報収集フォーム

ホーム > 駆け込みホットライン情報収集フォーム

建設業法違反のおそれがある取引行為の情報を受け付けます。

駆け込みホットラインに寄せられた情報のうち、建設業法違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により適正に対応します。

また、許可行政庁が都道府県の場合は、必要に応じて各都道府県に情報共有させていただく場合がございます。

情報者は不利益が生じないように情報を取り扱います。（匿名通報も可能です。）

調査の進捗状況や結果についてはお答えできませんので、ご理解をお願いします。

*建設業者の許可区分については事前に以下システムで検索の上通報ください。

検索をかけでも該当がない場合、違反業者事業者の許可区分の項目は「不明」を選択してください。

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do>

*建設業者や建築、建築基準、道路工事違反等の建設業法以外の内容に関する通報・相談につきましては、以下「建設業相談窓口ナビ」にて通報・ご相談をお区内しております。

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi>

*元請・下請間の取引に関するトラブルにつきましては「建設業取引適正化センター」にてご相談を受け付けております。

<https://tekitori.or.jp/pages/47/>

| 入力 | 内容確認 | 完了 |
|--|--------------------------|----|
| 違反疑義のある事業者の本店所在地（主たる営業所） 必須 | 都道府県を選択してください 市町村以下住所 | |
| 違反疑義のある事業者の商号又は名称 必須 | | |

国土交通省 手続きガイド

国土交通省 / 建設業相談窓口ナビ

国土交通省 公式サイト

まずはこちらから違反のおそれがある建設業者の許可行政庁を確認しましょう。
建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

建設業相談窓口ナビ ガイド

建設業者に対する通報・相談先についてご案内します。

質問数の目安:
2~5問

回答時間の目安:
およそ1分以内

回答をはじめる

担当部署/お問い合わせ先
作成部署 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業適正取引推進指導室 調査指導係 TEL: 03-5253-8111
建設業法違反に関する各種ご相談・通報等は、まずは建設業相談窓口ナビより、判別いただき、その後結果に記載された行政庁・自治体等の連絡先に通報・ご相談ください。

国土交通省 国土交通省 Graffer

国土交通省 公式ページとして株式会社グラファーが運営しています。

1. 経済の現状認識・課題

- ◆ 我が国経済は、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来た。まさに今、再びデフレに後戻りしない「成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点。
- ◆ 課題は、潜在成長力の伸び悩み。世界経済の先行きには不透明感。物価高で個人消費等は力強さを欠き、地方や中小企業まで景気回復の実感は広がっていない。

2. 目指すべき方向

- ◆ 日本には底力がある。そのスイッチを押し、日本列島を強く、豊かにすることを目指す。いま必要なのは将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」。大胆かつ戦略的な「危機管理投資」と「成長投資」を進め、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長率を引上げ、「強い経済」を実現。官民が力を合わせて社会課題の解決に向け投資を拡大し、様々なリスクを最小化し、先端技術を開花させる。
- ◆ これまでの発想を躊躇なく見直し、経済成長の果実を広く国民に届け、景気の体感温度を確実に高める。一部の大企業や特定の業界だけでなく、中小企業・小規模事業者、地方、そしてあらゆる世代の国民に恩恵が行き渡る経済の実現を目指す。

3. 経済対策の枠組み

第1の柱：生活の安全保障 ・物価高への対応

物価高から暮らしと職場を守る

- 地域の実情に応じて物価高の影響を緩和（重点支援地方交付金の拡充）
- 家計・事業者のエネルギーコスト等負担軽減（冬の間の電気・ガス代支援、暫定税率廃止の円滑な施行、物価高対応予算で応援手当（仮称）の支給（1人2万円））
- 地方の暮らしの安定と活力向上（地域の基幹産業の支援・活性化、地方発の世界をリードする技術・ビジネスの創出後押し、安心できる地域社会の基盤整備）
- 貨上げ環境の整備（中小企業・小規模事業者への支援、価格転嫁対策、稼ぐ力強化、省力化投資支援）

第2の柱：危機管理投資 ・成長投資による強い経済の実現

先行的かつ集中的な
危機管理投資・成長投資
の取組強化

- 経済安全保障の強化（戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化）
- 食料安全保障の確立（農林水産業の構造改革、輸出拡大）
- エネルギー・資源安全保障の強化（原子力、省エネ、資源開発、GX）
- 防災・減災・国土強靭化（復旧・復興、令和の国土強靭化）
- 未来に向けた投資の拡大（先端科学技術、スタートアップ・コンテンツ・文化芸術・スポーツの振興、健康医療安全保障、人への投資の促進、資産運用立国、成長投資拡大に向けた環境整備）

第3の柱： 防衛力と外交力の強化

国民の安全と繁栄を支える
「強い日本」を実現

- 外交・安全保障環境への対応（防衛力の抜本的強化と体制整備、多角的な経済外交の展開、安全保障環境の変化への対応）
- 米国関税措置への対応（日米戦略的投資イニシアティブ、関税の影響を受ける企業への資金繰り支援等）

経済成長の果実を広く国民に行き渡らせ、誰もが豊かさを実感し、
未来への不安が希望に変わり、安心できる社会を実現

重点支援地方交付金の追加

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 追加額：2.0兆円
- 対象事業：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

| 推奨事業メニュー | |
|-------------------------|------------------------------------|
| (生活者支援) | (事業者支援) |
| ①食料品の物価高騰に対する特別加算 | ⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 |
| ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 | ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 |
| ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | ⑧農林水産業における物価高騰対策支援 |
| ④消費下支え等を通じた生活者支援 | ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 |
| ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 | ⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 |

- 算定方法：人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー

＜追加額 2.0兆円＞

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油はじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金の拡充

- 地方自治体において、地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、重点支援地方交付金を拡充
 - ① 食料品の物価高騰に対する特別加算（いわゆるお米券等）を措置
 - ② 賃上げ環境整備（中小企業・小規模事業者、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者）を推奨事業メニューに追加。
- 地方自治体における速やかな事業実施を依頼

【推奨事業メニューによる対応】

【食料品の物価高騰に対する特別加算】

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援

【事例】

- 食料品購入にも活用可能なポイントの追加付与事業【大阪府大阪狭山市】
 - ・市内で食料品等の購入に利用できるさやりんポイントをチャージすると、チャージ額の20%を追加付与（上限2,000ポイント）
- 食料品の現物支給【岩手県遠野市】
 - ・物価高騰の影響を受ける学生の生活支援として、特産品（4,000円相当）を支給

【賃上げ環境整備】

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境を整備するための支援

【事例】

- 収益力向上に係る支援【山形県】
 - ・収益力向上やDX推進に資する設備投資への補助（補助上限300万円等）
- 賃上げに係る支援【群馬県】
 - ・従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円（上限40人）を支給

【コスト高対策】

中小企業等や農林水産事業者の物価高騰によるコスト高対策のための支援

【事例】

- 中小企業の価格転嫁に係る支援【山梨県】
 - ・価格転嫁や賃上げ環境の整備等に取り組む事業者に対し、経営支援の専門家を派遣
- 農業資材等に係る支援【千葉県山武市】
 - ・農業資材等の価格高騰によって生産コストが増加している農業者に支援金を支給

※ 「地方公共団体における水道料金の減免」にも活用可能であることを明記（R6補正～）

【速やかな事業実施に向けて】

- ・ 国と地方の協議の場（11月14日・総理出席）を活用して、国から地方に対して速やかな支援の実施を依頼。
- ・ 11月21日の経済対策閣議決定時に、総理から交付金規模を発言し、各地方自治体の交付限度額の目安を通知。
- ・ 関係省庁から自治体に対して、各分野の優良事例の発信、早期活用の働きかけ。
- ・ 地方公共団体における迅速な執行を促すよう、事業の開始状況を定期的にフォローアップ。

○中小トラック事業者の賃上げの支援

エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの賃上げを加速させ、地域物流の担い手の確保に向けた取組を支援する。

生産性向上の設備投資、果敢な価格交渉、積極的な賃上げに取組む事業者を支援する。

○公共調達における契約単価引上げ支援

地方自治体が発注するトラック運送を含む公共調達における契約単価の引き上げにより、トラック運送業の価格転嫁による賃上げの強力な推進と適正運賃収受の環境を整備する。

○地域の特產品輸送に対する助成措置

地域の特產品輸送など地域物流の持続性を実現するため、フェリー利用によるモーダルシフトや高速道路の利用により大消費地まで長距離輸送を行うドライバーの負担軽減を図るとともに、特產品輸送に必要な設備や取組へ支援し、荷主との継続的なパートナーシップを構築する。

【考えられる支援例】

- 一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援
(5%以上賃上げした場合、従業員1人あたり〇〇万円／「小規模事業者」が3%以上賃上げした場合、従業員1人あたり〇〇万円)
- 生産性向上の設備投資等をして賃上げした場合に設備投資経費の一部を助成（最大〇〇〇百万円）
- ドライバーの賃上げ実現に向けたセミナーの開催
(1回あたり〇〇万円)



【考えられる支援例】

- 標準的運賃を活用した積算
- 受注者に適正なトラック運賃料金の支払や委託次数の制限の契約条件化
- 白トラ排除による緑ナンバー事業者の適正な受注機会の確保



【考えられる支援例】

- フェリー、RORO船、高速道路の利用料金の補助
- 荷主とのパートナーシップによる特產品の生産者等が保有する出荷・保管設備の更新への支援
- 特產品の中継輸送の取組費用への支援



○ドライバー確保に向けた支援

深刻なドライバー不足を踏まえ、中小トラック事業者の人材確保のための費用の負担軽減を図る。

【考えられる支援例】

○免許取得費用の支援
(1人あたり〇円)

○求人広告、説明会開催費用の支援 (1回あたり〇万円)

○県外からの移住ドライバーに対する就職費用支援
(1人あたり〇円 (引越代、家賃代))

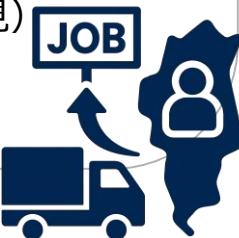
○輸送品目の特殊性に応じたドライバー育成費用の支援
(1人あたり〇万円)

○休憩室・更衣室・シャワー設備の更新

○託児スペースの設置
(子育て世代支援)

○女性専用更衣室や防犯・セキュリティ対策機器の設置

○脳MRI検査費用の補助
(脳出血等の早期発見)



○デジタル化・システム導入支援

労働時間の上限規制により、従来の運行管理や輸送体制では対応が困難な状況を踏まえ、**デジタル技術を活用した業務効率化**の取組の支援により、**輸送能力の維持と生産性向上**を図る。

【考えられる支援例】

○実運送体制管理システム、配車管理システム、共同配送システム、業務受発注システム等の導入費用

○デジタルタコグラフの機器購入費用



○設備・機器導入支援

労働災害の発生防止等ドライバーの労働環境の安全性向上を図るため、省力化と生産性向上により、荷役作業や輸送効率を高め、**物流現場の負担軽減と持続可能な地域物流の維持・確保**を図る。

【考えられる支援例】

○フォークリフトやテールゲートリフター、標準パレット、カゴ台車、アシストスツツなどの設備の購入

○荷主とのパートナーシップによるドライバーの安全を守る荷主が保有する出荷・保管設備の更新への支援 (飼料タンク蓋の遠隔開閉装置など)

○フェリー乗船時におけるトラックの冷蔵冷凍装置への電源供給設備等への支援



重点支援地方交付金 交付限度額（令和7年度補正予算）

(令和7年12月16日通知分)

【都道府県分】

(単位：百万円)

| 都道府県 | 合計 |
|------|--------|
| 北海道 | 46,396 |
| 青森 | 17,599 |
| 岩手 | 18,167 |
| 宮城 | 16,334 |
| 秋田 | 15,839 |
| 山形 | 15,531 |
| 福島 | 18,060 |
| 茨城 | 19,464 |
| 栃木 | 13,488 |
| 群馬 | 14,945 |
| 埼玉 | 34,405 |
| 千葉 | 28,971 |
| 東京 | 33,312 |
| 神奈川 | 35,754 |
| 新潟 | 19,051 |
| 富山 | 9,704 |
| 石川 | 11,142 |
| 福井 | 9,799 |
| 山梨 | 10,910 |
| 長野 | 17,853 |
| 岐阜 | 15,432 |
| 静岡 | 22,260 |
| 愛知 | 32,841 |
| 三重 | 12,508 |

【市区町村分】〔都道府県内の市区町村に係る交付限度額の合算額〕

(単位：百万円)

| 都道府県 | 合計 | うち食料品特別加算分 |
|------|--------|------------|
| 北海道 | 61,339 | 17,383 |
| 青森 | 15,796 | 4,269 |
| 岩手 | 15,121 | 4,330 |
| 宮城 | 21,756 | 7,303 |
| 秋田 | 12,312 | 3,377 |
| 山形 | 13,898 | 4,085 |
| 福島 | 19,983 | 6,155 |
| 茨城 | 26,269 | 9,830 |
| 栃木 | 16,904 | 6,189 |
| 群馬 | 17,331 | 5,994 |
| 埼玉 | 53,009 | 21,603 |
| 千葉 | 45,063 | 18,345 |
| 東京 | 70,420 | 33,406 |
| 神奈川 | 57,876 | 25,983 |
| 新潟 | 22,897 | 7,194 |
| 富山 | 9,854 | 3,395 |
| 石川 | 11,637 | 3,933 |
| 福井 | 7,878 | 2,723 |
| 山梨 | 9,095 | 2,734 |
| 長野 | 24,371 | 7,156 |
| 岐阜 | 20,381 | 7,034 |
| 静岡 | 30,718 | 11,958 |
| 愛知 | 52,865 | 22,601 |
| 三重 | 16,349 | 5,798 |

| 都道府県 | 合計 | うち食料品特別加算分 |
|------|-----------|------------|
| 滋賀 | 12,347 | 4,495 |
| 京都 | 22,270 | 8,192 |
| 大阪 | 67,416 | 25,909 |
| 兵庫 | 45,814 | 17,423 |
| 奈良 | 14,121 | 4,967 |
| 和歌山 | 11,041 | 3,139 |
| 鳥取 | 6,798 | 2,106 |
| 島根 | 8,570 | 2,568 |
| 岡山 | 18,958 | 6,677 |
| 広島 | 26,208 | 9,543 |
| 山口 | 14,018 | 4,812 |
| 徳島 | 8,179 | 2,452 |
| 香川 | 9,744 | 3,200 |
| 愛媛 | 14,237 | 4,794 |
| 高知 | 9,456 | 2,702 |
| 福岡 | 48,033 | 17,920 |
| 佐賀 | 9,753 | 3,236 |
| 長崎 | 15,913 | 5,306 |
| 熊本 | 20,695 | 6,811 |
| 大分 | 12,763 | 4,307 |
| 宮崎 | 13,155 | 4,360 |
| 鹿児島 | 20,354 | 6,465 |
| 沖縄 | 17,033 | 5,839 |
| 合計 | 1,100,000 | 400,000 |

令和 7 年度

国 土 交 通 省 関 係
補 正 予 算 の 概 要

令 和 7 年 11 月
国 土 交 通 省

基本的考え方

1. 「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、取り組む施策として掲げられた
 - I. 生活の安全保障・物価高への対応
 - II. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現
 - III. 防衛力と外交力の強化の三つの柱について、各項目の実施に必要な経費を計上した。
2. 「I. 生活の安全保障・物価高への対応」においては、
 - (1) 足元の物価高への対応
 - ①地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応
 - ②エネルギーコスト等の負担軽減
 - (2) 地方の伸び代の活用と暮らしの安定
 - ①地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化
 - ②地方発の世界をリードする技術・ビジネスの創出
 - ③地域共生社会の実現
 - ④治安対策等の推進
 - ⑤外国人問題への対応の強化
 - (3) 中小企業・小規模事業者をはじめとする質上げ環境の整備
 - ①価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資に必要な経費を計上した。
3. 「II. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」においては、
 - (1) 経済安全保障の強化
 - ①戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化
 - ②サイバーセキュリティ対策の強化
 - (2) エネルギー・資源安全保障の強化
 - ①エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現
 - ②GXの推進等
 - (3) 防災・減災・国土強靭化の推進
 - ①自然災害からの復旧・復興（能登等）
 - ②令和の国土強靭化の実現
 - (4) 未来に向けた投資の拡大
 - ①先端科学技術の支援
 - ②スタートアップ支援強化とコンテンツ分野、文化芸術及びスポーツの振興に必要な経費を計上した。
4. 「III. 防衛力と外交力の強化」においては、
 - (1) 外交・安全保障環境の変化への対応
 - ①多角的な経済外交の展開、安全保障環境の変化への対応
 - (2) 米国関税への対応
 - ①日米戦略的投資イニシアティブ等の着実な推進に必要な経費を計上した。

②運輸業等における人材確保・育成や事故調査体制等の強化等

■ 国費 6,455 百万円
財政投融資 3,466 百万円

バス・タクシーの人材確保のための採用活動・二種免許の取得支援等を実施するとともに、船員や操縦士等の安定的な養成・確保のための取組を実施。また、自動運転車に係る事故調査体制の構築に向けて必要な機材の整備等を実施。

③次期「総合物流施策大綱」を見据えた物流革新の集中改革の推進

■ 国費 6,626 百万円

次期「総合物流施策大綱」に基づき、モーダルシフト・中継輸送等の地域の事業者間連携の促進、ラストマイル配送の維持・確保、自動運転トラック導入、物流拠点の機能強化等による物流効率化、改正物流法やトラック適正化2法を通じた商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容等に向けた総合的な対策を推進。

④高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長

■ 国費 7,779 百万円

平常時、災害時間わず物流機能を担う自動車運送事業者の労働生産性向上を図るため、大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置の延長（R9.3末まで）を実施。

⑤生産性向上に資する道路ネットワークの整備等

■ 国費 71,741 百万円

空港・港湾など広域交通拠点へのアクセス道路等の整備により、地域を支える産業等の生産性向上に貢献し、日本経済の成長を着実に推進。

・地域の安全・安心を確保した持続可能な観光の推進

⑥オーバーツーリズム解消に向けた需要分散

■ 国費 14,684 百万円

地域住民の安全・安心を守り、地域社会との共生を可能とする、持続可能で高付加価値な観光立国を実現するため、地域の多様な観光資源を活かした体験コンテンツの造成、観光地・観光産業の省力化・省人化等により需要分散を進め、オーバーツーリズムを解消するとともに観光による地域活性化を推進。

⑦オーバーツーリズム対策等外国人問題への対応

■ 国費 440 百万円 ■ 非 国費 7,790 百万円

観光客の受入れと地域住民生活の質の確保との両立を図るために、オーバーツーリズム等各地域が直面している課題に対し、受入環境整備等の支援により持続可能な観光を推進するとともに、違法な民泊サービスの解消に向けた取組を推進。

【I.2.(5)に再掲】

⑧民族共生象徴空間（ウポポイ）への誘客推進

■ 国費 1,014 百万円

民族共生象徴空間（ウポポイ）への誘客を通じて地域活性化を推進するため、コンテンツの充実やターゲットを明確にした広報など戦略的・効果的な誘客施策を実施。

・条件不利地域の振興

⑨条件不利地域における地方活性化（奄美、小笠原、離島、半島、豪雪）

■ 国費 300 百万円 ■ 非 国費 1,290 百万円

条件不利地域において、地方活性化を図るため定住交流の促進や観光・農業の振興等への支援を実施。

・暮らし等に関わるDXの推進

⑩DX等によるオープン・イノベーションや業務効率化の推進等

■ 国費 2,557 百万円 ■ 非 国費 2,586 百万円

国土交通分野におけるデジタル化やオープン・イノベーションを推進するため、Project LINKS、生成AIを活用した行政事務の効率化に関する実証の取組等を実施。

⑪インフラ、交通、物流等の分野における安全対策や生産性向上に資するDX及び技術開発の推進

■ 国費 2,962 百万円 ■ 非 国費 15,638 百万円

国民の利便性向上等に資するDX実現又は行政サービス向上等のため、特殊車両通行許可システムの改修、インフラ分野のDX環境整備等の推進、道路のデジタル化、鉄道技術開発・普及等の促進、国土情報基盤の強化及びデジタル技術の活用によるDXの推進等を実施。

3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする質上げ環境の整備

(1) 価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資

- ・持続的・構造的質上げに向けた生産性向上等の支援

①建設産業・不動産業・運輸業の持続的成長のための市場環境整備等

非 国費 715 百万円

建設産業について、2025年12月施行の第三次・担い手3法を着実に実行し、労務費の行き渡りの実効性確保、入職拡大に向けた魅力発信や災害対応力強化にも資するＩＣＴ技術の活用等を推進。不動産業について、省力化による地域の事業者の生産性向上等を通じた稼ぐ力の強化を推進。内航海運における省力化投資による船員の労務負荷軽減等に資する取組を支援するとともに、港湾運送事業の取引環境改善に向け、運賃料金設定の考え方等の調査・検討を実施。

II. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

1. 経済安全保障の強化

(1) 戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化

- ・造船業の再生・強化

①造船業の再生に向けた支援策

非 国費 120,419 百万円

我が国の造船業の再生を図るため、造船能力の抜本的向上に必要な生産基盤の強化や先進生産技術の開発・実証を支援するための基金の創設等を実施。

- ・港湾ロジスティクスの強化

②港湾ロジスティクスの強化

公 国費 603 百万円

※上記の他、港湾局計上分 公 9,107 百万円の内数（再掲）非 219 百万円（再掲）

経済安全保障の強化の観点から港湾ロジスティクスの強化を図るため、サイバーポートを活用した港湾関連手続の電子化や、「ヒトを支援するA.Iターミナル」の取組を推進するとともに、港湾のサイバーセキュリティ対策を強化。

(2) サイバーセキュリティ対策の強化

①国土交通分野におけるサイバーセキュリティ対策の強化等

非 国費 507 百万円

サイバーセキュリティ対策の強化を図るため、国、重要インフラ事業者等を対象にサイバー脅威を踏まえた情報収集・分析、情報資産管理の高度化、デジタル人材育成等を実施。また、港湾運送事業者等を対象としたシステムの脆弱性診断や訓練を実施。

2. エネルギー・資源安全保障の強化

(1) エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現

- ・エネルギー利用の合理化・効率化

①省エネ性能の高い住宅に対する支援

公 国費 175,000 百万円 非 国費 30,000 百万円

2050年カーボンニュートラルの実現に寄与するため、「ZEH水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX志向型住宅」の新築^{*}及び省エネ改修等への支援を実施。

※GX経済移行債（環境省事業。国土交通省と環境省で連携して実施）を含む。

②都市の脱炭素化の推進

公 国費 88 百万円 非 国費 30 百万円

都市の脱炭素化を推進するため、まちづくりと一体となったエネルギー導管の整備等への支援や、都市におけるエネルギーの面的・効率的な利活用に資する革新的な方策の社会実装に向けた調査等を実施。

(2) GXの推進等

①インフラ、交通、物流等の分野におけるGXの推進等

公 国費 9,981 百万円 非 国費 718 百万円

財政投融資 9,500 百万円

脱炭素化や食料安全保障の強化を図るため、洋上風力発電のための基地港湾の整備等によるカーボンニュートラルポートの形成や、道路照明のLED化等による道路施設の省エネ・再エネの活用、商用電動車の性能評価・バッテリー再利用実証事業、下水汚泥資源を活用した創エネや肥料利用に係る取組等の支援等を実施。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための 中小企業 省力化投資補助金

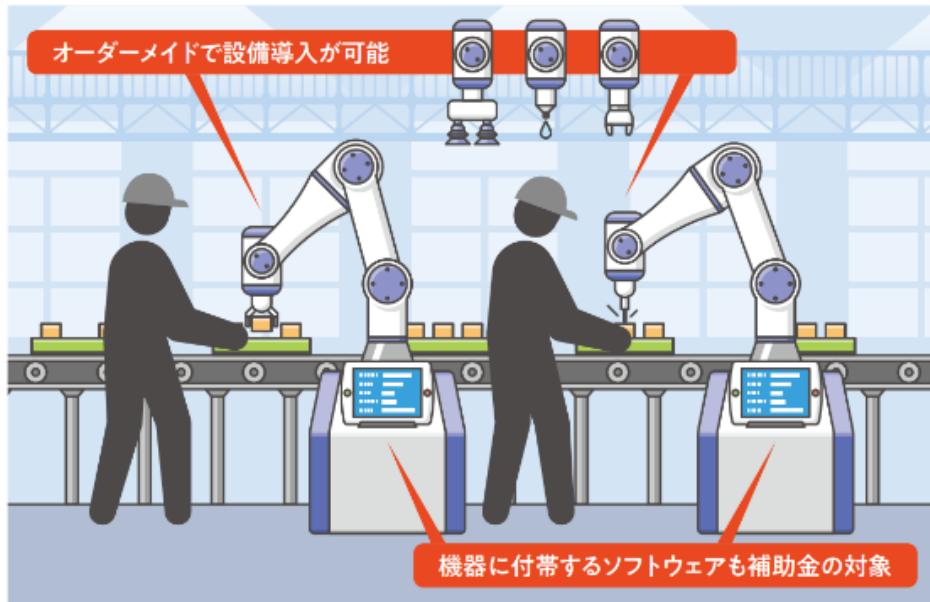
事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

一般型 NEW!

補助率^{*}
中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3
補助上限額
最大 1億円

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指標などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賞上げ特例（補助上限額アップ）、最低賃金引き上げ特例（補助率2/3にアップ）があります。

*補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3（小規模・再生事業者）、1,500万円を超える部分は1/3。



例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

中小企業 省力化投資補助金 一般型 NEW!

補助率^{*}
中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3
補助上限額
最大 1億円

*補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3（小規模・再生事業者）、1,500万円を超える部分は1/3。

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

- ① 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
- ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近3年間の年平均成長率以上または給与支給総額の年平均成長率が+2%以上増加
- ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合はのみ)の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引き上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとなります。直近3~5年の事業計画に次世代育成支援対策を実施しているかどうかと共に、年賃、効率性などを提出したとき、事業成績を確認します。
※基本要件などを突破する場合は、補助金返還義務があります。

- ⑤ 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
- ⑥ 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
- ⑦ 3~5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
- ⑧ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備などの導入を行う事業計画を策定すること。

※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

● 補助率と補助上限額

| 従業員数 | 補助率 [*] | 補助上限額 | 大幅な賃上げを行ふ場合 |
|---------|--|-----------------|-----------------|
| 5名以下 | 中小企業 1/2 小規模・再生 2/3 | 750 万円 | 1,000 万円 |
| 6~20名 | | 1,500 万円 | 2,000 万円 |
| 21~50名 | | 3,000 万円 | 4,000 万円 |
| 51~100名 | | 5,000 万円 | 6,500 万円 |
| 101名以上 | | 8,000 万円 | 1 億円 |

*補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3（小規模・再生事業者）、1,500万円を超える部分は1/3。

補助上限額がアップする 【大幅賞上げ特例】の適用要件

- ① 給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加
- ② 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

*最低賃金引き上げ特例事業者は除く。また認可、介護、保育、効率性などを提出したとき、事業成績を確認します。

補助率が2/3にアップする 【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

- 中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること

*小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までは賃上げ対象となります。

● 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や公募スケジュール、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル 0570-099-660 IP電話などからのお問い合わせ 03-4335-7595

*受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く)
※携帯料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらく待ってからおかけ下さい。

簡易で即効性のある省力化投資に「カタログ注文型」もご活用ください！
カタログから選んだ汎用製品を導入

応募申請

| 公募回 | 公募開始日 | 申請受付開始日 | 公募締切日 | 採択発表日 |
|-----|----------------|---------------|---------------------|----------------|
| 第1回 | 2025年1月30日（木） | 2025年3月19日（月） | 2025年3月31日（月）17:00 | 2025年6月16日（月） |
| 第2回 | 2025年4月15日（火） | 2025年4月25日（金） | 2025年5月30日（金）17:00 | 2025年8月8日（金） |
| 第3回 | 2025年6月27日（金） | 2025年8月4日（月） | 2025年8月29日（金）17:00 | 2025年11月28日（金） |
| 第4回 | 2025年9月19日（金） | 2025年11月4日（火） | 2025年11月27日（木）17:00 | 2026年3月上旬（予定） |
| 第5回 | 2025年12月19日（金） | 2026年2月上旬（予定） | 2026年2月下旬（予定） | 後日お知らせします |

※公募回は年3～4回を予定しています。

※第5回の公募のスケジュールは詳細が確定次第更新いたします。

※第1回・第2回・第3回公募採択者及び第4回公募申請中の事業者は第5回公募へ申請できませんのでご注意ください。

